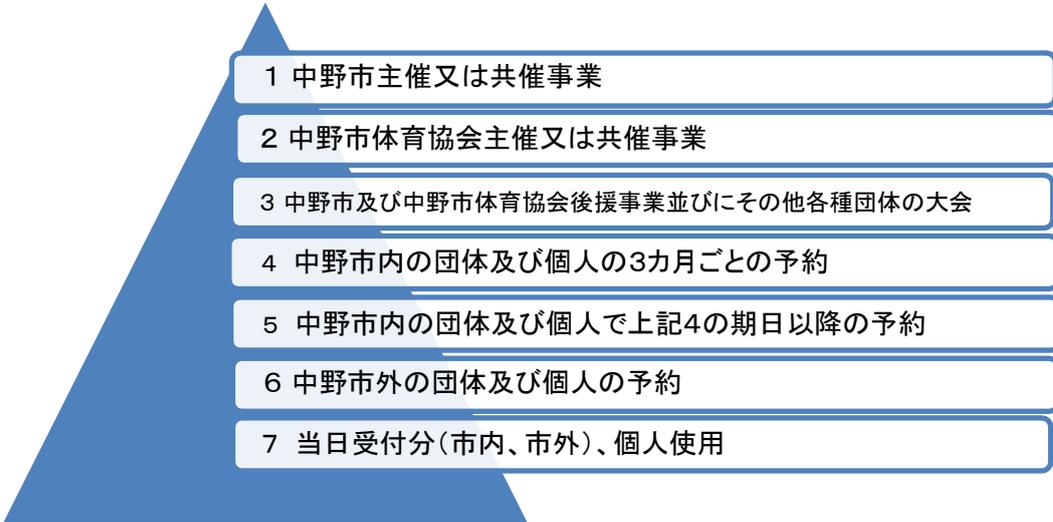


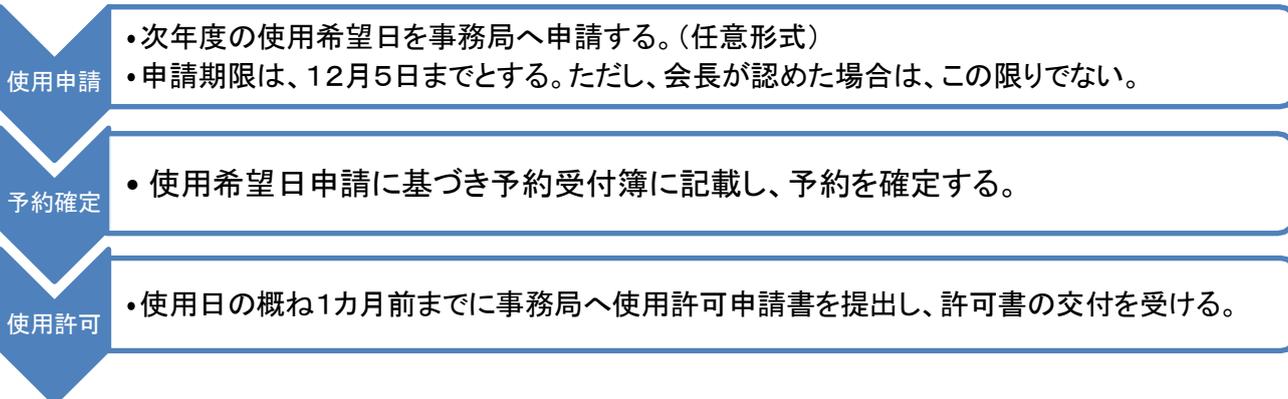
1、予約の優先順位



2、予約の方法

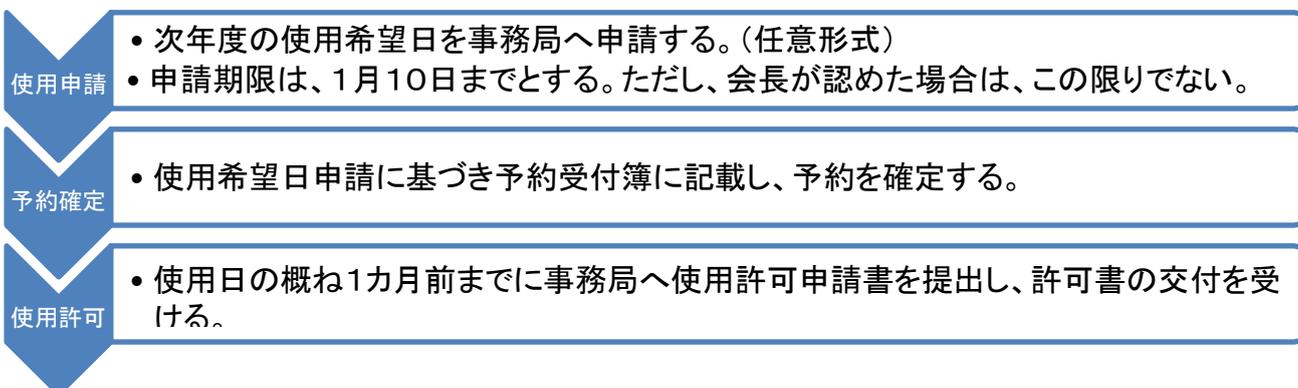
1

・中野市主催又は共催事業



2

・中野市体育協会主催又は共催事業



3

・中野市及び中野市体育協会後援事業並びにその他各種団体の大会等

使用申請

- ・次年度の大会使用希望日を専用用紙にて事務局へ申請する。
- ・申請期間は、1月15日から1月31日とする。

精査

- ・期間内に申請のあった希望日を精査し、重複団体に対し調整会議を行う旨の通知を行う。
- ・他と重複がない大会については、この時点で予約確定とする。

調整会議

- ・2月10日に調整会議を行い、大会予約を確定する。
- ・上記申請期間に申請できなかった者においては、2月11日から申請できるものとする。ただし、申請が下記4の期間の中で、使用希望日が予約申請されている場合は、調整会議を行うものとする。
- ・使用希望日が他と重複がなければ、この時点で予約確定とする。

使用許可

- ・使用日の概ね1カ月前までに事務局へ使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受ける。

4

・中野市内の団体及び個人の3か月ごとの予約

使用申請

- ・3か月ごと使用希望日を専用の申請用紙にて事務局へ申請する。申請期間は以下のとおり
- ・4月～6月分 2月11日～2月20日 7月～9月分 5月1日～5月15日
- ・10月～12月分 8月1日～8月15日 1月～3月分 11月1日～11月15日
- ・FAX及びメールでの申請も受け付ける。

精査

- ・期間内に申請のあった希望日を精査し、重複団体等に対し調整会議を行う旨の通知を行う。
- ・他と重複がない使用希望日については、この時点で予約確定とする。

調整会議

- ・3か月ごとに調整会議を行い、予約を確定する。期日は以下のとおり(25日が土、日、祝日の場合は翌日)
- ・4月～6月分 2月25日 7月～9月分 5月25日
- ・10月～12月分 8月25日 1月～3月分 11月25日

使用許可

- ・調整会議後、事務局へ使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受ける。

5

・中野市内の団体及び個人で上記4の期日以降の予約

使用申請

- ・上記1, 2, 3, 4の日程が確定後、使用希望日を窓口及び電話で申請する。
- ・期日は調整会議終了の翌月の1日から随時とする。(1日が土、日、祝日の場合は翌日)
- ・3か月ごとの予約を可能とする。

精査

- ・予約受付簿と精査し、予約を確定する。

予約確定

- ・使用日の概ね1カ月前までに事務局へ使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受ける。

6

・中野市外の団体及び個人の予約

使用申請

- ・申請は使用希望日の前月15日(15日が土、日、祝日の場合は翌日)からとする。(15日は、窓口の場合 8時30分から、電話の場合 13時からの受付とし、16日以降は、随時受付とする。)
- ・1カ月ごとの予約とする。

精査

- ・予約受付簿と精査し、予約を確定させる。

予約確定

- ・予約後、事務局へ使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受ける。

7

・当日受付分(市内、市外)、個人使用

使用申請

- ・使用希望日当日に窓口にて受付ける。

精査

- ・予約受付簿と精査し、使用を確定する。

使用確定

- ・使用申請書を提出し、原則許可書を発行する。

受付、予約の申し合わせ事項

同一の団体及び個人が、複数の名義を使用して申請を行うことは認めない。

同一の団体及び個人が同一の施設を週3回を超えて予約することは認めない。ただし、施設に空きのある場合はこの限りではない。

同一の団体及び個人が同一日に複数の施設を予約することは、特別な理由のある場合を除き、原則認めない。

予約方法3、4の場合は先着順を考慮しない。(調整会議を行う)

予約方法1、2、5、6、7の場合は先着順とする。(調整会議を行わない)

調整会議の申し合わせ事項

団体、個人等での優劣をつけることは認めない。

同一団体が施設使用を独占することのないよう調整を行う。調整が見つからない場合は体育協会事務局長決裁とする。

調整会議の日程は申請受付月の25日(土、日、祝日の場合は翌日)とし、予備日は設けない。会議に出席のない団体、個人等については棄権したものとみなす。

予約希望日に他の団体と重複がない場合は、予約希望どおりに確定とする。この場合、調整会議では他の団体が予約を入れることは認めない。

その他申し合わせ事項

確定した施設予約について変更等がある場合は、団体、個人等間の調整のみ認め、事務局での判断を行わない。調整の結果、変更が生じた場合は速やかに事務局へ申請する。

予約方法1、2、3、4については電話予約を行わない。5、6については予約開始日の午後1時より電話予約を受付ける。

使用者の都合により予約のキャンセルをする場合は、使用日の3日前までに連絡をする。

また、使用日の3日前までに連絡のなかった場合は、使用料の全額費用負担とする。(使用料の減免対象団体であっても、同様の取り扱いとする。)

注 意 事 項

- 上記の申し合わせ事項及び体育施設使用にあたってのルールを厳守して下さい。
- 守らない場合は団体及び個人に対し、施設使用制限(予約取り消し、施設使用禁止等)を行う場合があります。